

5 (4) 青少年センター感染防止個別ガイドライン 科学部に関すること

令和2年7月10日
改定 令和4年12月22日
改定 令和5年3月23日
改訂 令和5年5月8日

科学部

1 感染防止のための基本的な考え方

- 当科学部は、青少年等のために実験や科学体験を行う科学体験室、執務室、準備室からなり、科学体験室で実験・工作・研修等の講座を開催している。また、県内各所で青少年等のためのイベント・講座を開催している。
- このため、青少年センター科学部（厚木）が実施する事業については、「科学部ガイドライン」に則って実施するとともに、科学部以外の会場（県立青少年センターおよび県内各地の会場）においては、各施設のガイドラインも遵守する。
- 特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる3密（①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件のある場）の発生を避け、自己への感染とともに、他人への感染の予防に留意する。

2 総論

○ 施設・機材等の管理

<受付>

- ・ 咳エチケット、手洗い、手指の消毒を推奨する。
- ・ 「感染防止対策取組書」を入り口付近に掲示する。

<消毒、換気等>

- ・ 定期的な換気を行う。
- ・ トイレおよび洗面台に手洗い実施のポスター（首相官邸・厚生労働省作成）を掲示する。

○ イベント・講座

- ・ 開催に当たっては「3 イベント・講座等の実施に際して講じる対策」を行い、3密を避ける。
- ・ 外部の会場を利用する場合も、3密を避けるために、事前に十分な打合せと調整を実施する。

3 イベント・講座等の実施に際して講じる対策

(1) 参加者の安全確保のために実施すること

ア 事前準備

- ・利用場所ごとに、定員や机・椅子の配置、誘導、参観・見学者の対人距離を確保できるような措置を講じる。
- ・会場の換気、消毒液や手洗い用洗剤の各所への設置を行う。
- ・イベント等への出展団体のスタッフに対して、職員等と同様の感染症拡大防止対策を行うことを要請する。
- ・事前申し込みの講座の参加者名簿を作成する。

イ 受付時

- ・咳エチケット、手洗い・手指消毒を推奨する。

ウ 講座・イベント開催中

- ・イベント出展団体のスタッフも、職員等と同様の感染症拡大防止対策を行う。

エ 主催以外の講座・イベント、外部施設の利用時

- ・ア～ウの対策について主催時と同様に行えるように、主催者と調整・連携する。
- ・外部施設を利用する場合は、各施設のガイドラインを遵守する。